

2 歯及び口腔^{くう}の健康づくり

前計画の重点取組事項に取り上げられた「幼児期・学齢期の歯の健康づくり」の対策は、平成20年度から24年度までの5年間に、歯・口腔^{くう}の健康づくりプロジェクト会議を開催し、幼稚園、学校別の実態調査及び、行政・関係団体・関係機関等との連携・協働による取組を行いました。事業評価の結果は、圏域目標の2指標を達成し、市町では3市町が達成しました。今後は、健康格差や学校格差の縮小を目指して、市町関係部署の連携を強化し社会資源を活用した一貫性のある予防体制の推進を図ることになりました。

(1) 妊産婦

ア 現状

妊婦を対象とした歯科専門職による健診・相談等は、3市町で行っており、妊婦歯科健診の助成や、歯科衛生士を配置している市町では、母子健康手帳交付時に唾液検査や個別の歯科保健指導等を行っています。

イ 課題

- (ア) 生活及び口腔^{くう}内の環境の変化による妊産婦に対する歯科保健サービスの充実
- (イ) 胎児の歯質の強化及び乳児の口腔^{くう}内細菌の感染予防対策の普及啓発

ウ 推進方策

妊婦を対象に歯科健診、または歯科専門職による相談を実施し、歯周病と低体重児の出生との関連等などについて周知し予防対策を推進します。また、妊産婦の歯及び口腔^{くう}の健康づくりは、乳児の歯質及び口腔^{くう}内細菌に影響を与えることから、積極的に妊産婦の食習慣及び生活習慣病予防対策を図ります。

【目標】

項目	現状値	目標値 (平成29年度)
妊婦歯科健診、または、歯科専門職による相談に取り組む市町数の増加	3市町 60.0% <small>(県：平成24年度市町 歯科保健対策実施状況 調査)</small>	5市町 100%

【主な推進施策】

① 妊産婦を対象とした歯科健診、歯科保健相談の実施

妊娠、出産、産後の体調や生活の変化だけでなく、産後の育児等に伴い、歯及び口腔^{くう}内が妊娠性歯肉炎やむし歯になりやすい環境になり

ます。また、歯周病と低体重児の出生が明らかになっていることから、歯及び口腔の病気の予防や早期発見を目的とした歯科健診、または歯科専門職による相談等を行います。

② 胎児の歯質の強化及び乳児への口腔内感染予防の対策

乳歯は、妊娠初期につくられ、永久歯も妊娠中につくられることから、妊娠初期からの歯質強化への栄養等についての説明が必要です。

また、乳児の口腔内細菌は、母親の口腔内の細菌叢が大きく影響する感染症であり、妊娠中からの予防対策の必要性について普及啓発を行います。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
住民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊産婦の歯科健診の受診、歯科保健相談への参加 ・ 妊産婦の口腔の特性や胎児への影響等の情報の習得
関係団体等	〈医療機関〉 <ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科健診への受診勧奨 ・ 妊産婦への歯及び口腔の健康づくりに関する情報の提供 〈歯科医師会、歯科衛生士会〉 <ul style="list-style-type: none"> ・ 妊産婦の歯科健診、歯科保健相談実施への協力 ・ 胎児の歯質の強化及び乳児のむし歯予防対策への協力 〈看護協会〉 <ul style="list-style-type: none"> ・ 妊産婦の歯科健診・相談等の必要性等の普及啓発
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊産婦の歯及び口腔の健康づくりに配慮した環境の提供 ・ 歯科健診・相談・指導等を受ける妊産婦への配慮
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊産婦の歯科健診、歯科専門職による相談等の実施 ・ 乳児への細菌感染予防対策の実施
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊産婦の歯科健診、歯科保健相談等に対する支援 ・ 関係団体・医療機関等への情報提供

(2) 乳幼児期

ア 現状

乳幼児の歯科保健対策は、市町において歯科健診・専門職による相談・指導等により重層的に行っています。3歳児のむし歯のない児の割合は、69.6% (H18)が、77.4% (H23)と増加していますが、圏域目標値80%以上に達しているのは2市のみで、圏域では達していません。平成23年度の3歳児歯科健診結果では、市町間に健康格差があることが明らかとなりました。

また、フッ化物歯面塗布を受けたことのある3歳児の割合は、60.9% (H18)が、71.8% (H23)で圏域目標値70%に達しています。保育所・

幼稚園での歯科健康教育の実施率は、保育所では、園児・保護者対象、職員の研修の実施率は全県値よりも高く、幼稚園では、園児対象やパンフレットの配布の実施率が高い状況です。保育所でのフッ化物洗口は、29施設（H18実施率43.9%・H23実施率47.5%）で行われており、養父市、香美町では、全ての保育所等において実施しています。

さらに、1歳6か月から5歳までの有病者率（5歳児：54.0%）は、全県（5歳児：48.6%）に近い値になっていますが、小学校、中学校では、全ての学年において、その差は約10%に広がり推移しています。

図1 幼児期から学齢期の有病者率の推移(H23)

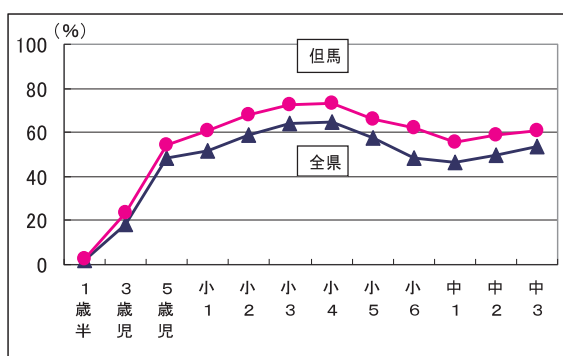
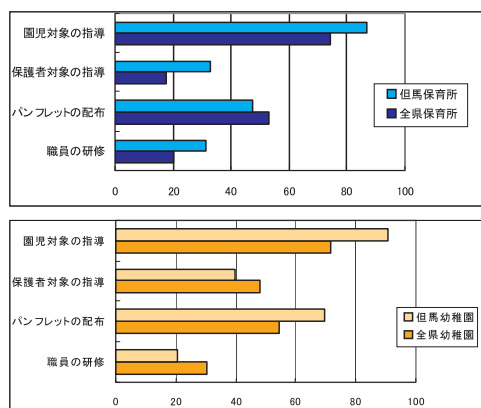


図2 保育所・幼稚園での歯科健康教育実施状況(H23)



資料：兵庫県「平成23年度保育所、幼稚園及び学校における歯科健診結果調査」

イ 課題

- (ア) 乳幼児の口腔内細菌叢の定着までの予防対策の徹底
- (イ) 正しい歯磨き習慣や間食の取り方などの正しい生活習慣及びフッ化物を応用した積極的な予防方法に対する関係団体等による連携・協働した支援

ウ 推進方策

市町の母子保健事業をさらに充実させ、関係機関及び保育所等が連携し、重層的に乳児からの歯及び口腔の健康づくりに取り組みます。

また、幼児期の健康格差は、学齢期・成人期への格差につながることから、早い時期からフッ化物応用等による積極的な予防を行うとともに食習慣及び生活習慣病予防対策を推進します。

【目標】

項目	現状値	目標値 (平成29年度)
3歳児のむし歯のない人の割合の増加	77.4% (県：平成23年度3歳児 歯科健診結果調査)	87.0%以上

3歳児のむし歯のない人の割合が80%以上である 市町数の増加	2市 40.0% (県：平成23年度3歳児 歯科健診結果調査)	3市町以上 60.0%
-----------------------------------	--	----------------

【主な推進施策】

① 市町母子保健事業の充実

市町母子保健事業において、乳児から歯科保健対策をさらに重層的に行っていく必要があります。特に、乳幼児の口腔内の細菌叢が定着すると言われてしている2歳児頃までの取組の強化が必要です。

また、乳幼児のむし歯のある児に対しては、育児放棄や虐待、経済的な理由等も想定した上で、フッ化物応用などの対策及び生活習慣病対策の早期対応を行います。

② フッ化物応用や生活習慣病予防への知識の普及啓発

幼児期の健康格差は、学齢期・成人期への格差につながることから、早い時期からフッ化物応用等による積極的な予防を行うとともに食習慣及び生活習慣病予防対策を推進します。

保育所等において、園児を対象とした健康教育はほとんど全ての施設で行われていますが、家庭及び施設関係者に対して、正しい歯磨き習慣及びフッ化物を応用した積極的な予防方法及び、よく噛んで食べることや間食の取り方など食育を推進するために関係団体等が連携・協働した支援を行います。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
住民	<ul style="list-style-type: none"> ・市町母子保健事業への参加 ・フッ化物応用に対する正しい知識の習得 ・むし歯予防のための歯みがき、甘味食品などの間食などに関する正しい知識の習得と実践
関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> 〈歯科医師会、歯科衛生士会〉 ・市町母子保健事業への協力 ・フッ化物応用に対する正しい知識の普及啓発 ・口腔のケアに関する指導の実施 〈栄養士会〉 ・正しい食習慣の確立及び食育の推進 〈愛育班、いずみ会、8020運動推進員〉 ・関連事業を通じて歯みがき習慣についての普及啓発 ・食育の推進
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや保護者に対して、フッ化物応用（洗口等）を含めたむし歯予防に関する健康教育の実施

	<ul style="list-style-type: none"> ・食育を通じた指導の実施 ・職員を対象とした研修会の実施
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・市町母子保健事業の実施 ・フッ化物応用等に対する正しい知識の普及啓発
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・市町母子保健事業への支援 ・フッ化物応用等むし歯予防のための正しい知識の普及啓発への支援 ・保育所・幼稚園等への支援 ・地域活動歯科衛生士・<small>はちまるにいまる</small>8020運動推進員等の育成

(3) 学齢期

ア 現状

前計画から5年間実施した歯・口腔^{くわう}のプロジェクト会議では、行政、関係団体、関係機関等との連携・協働による取組の強化や、幼稚園、学校別の実態調査等による協議及び評価を行い、以下の成果を得ることができました。

学校保健委員会の開催状況は、小学校84.9%(H18)が98.5%(H23)、中学校92.6%(H18)が100%(H23)と1校を除くすべての学校において開催しています。

12歳児の一人平均むし歯数は、1.99歯(H18)が1.53歯(H23)に減少しましたが、圏域目標値1.00歯以下に達したのは1町のみでした。

平成23年度調査では、中播磨に次いで多い状況です。

歯肉炎の有病者率は、平成23年度調査では、いずれの学年も全県との比較で上回っており、特に中学校はその差が顕著に現れています。

また、学校における専門職による歯科健康教育は、市町教育委員会の実施主体で2市1町の全ての小中学校において実施されています。

小中学校において、個別的な歯口清掃指導を受ける人の割合は、25.4%(H9)が41.3%(H23)に増加しており、圏域目標値30%以上に達しています。

図3 12歳児の一人平均むし歯数の比較(H18・H23)

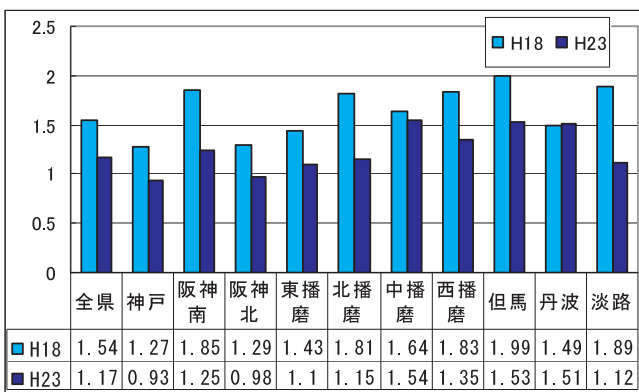
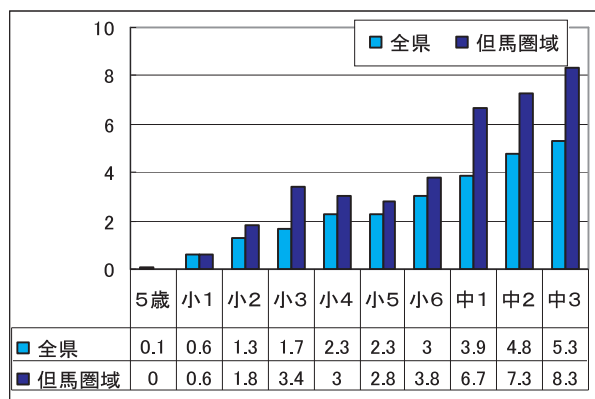


図4 学齢期における歯肉炎の全県との比較(H23)



資料：兵庫県「平成23年度保育所、幼稚園及び学校における歯科健診結果調査」

イ 課題

- (ア) 児童・生徒が、歯及び口腔^{くわう}の健康づくりのために自己管理能力を身につける実践支援
- (イ) 学校間格差及び健康格差の縮小への関係機関連携による取組の強化

ウ 推進方策

家庭・地域・学校・関係機関等が一体となって、児童・生徒の歯及び口腔^{くわう}の健康づくり対策を推進します。

また、学校間格差や健康格差を縮小するためには、歯科専門職による正しい知識の普及とフッ化物応用等の積極的な予防対策が必要です。

さらに、むし歯や歯肉炎などのある児に対しては、歯科健康診断での早期発見により、早い段階からフッ化物洗口や個別指導などの積極的な取組の必要性について情報を提供します。

【目標】

項目	現状値	目標値 (平成29年度)
12歳児での一人平均むし歯数の減少	1.53 歯 (県：平成23年保育所、幼稚園及び学校における歯科健診結果調査)	1 歯未満
12歳児での一人平均むし歯数が、1 歯未満である市町数の増加	1 町 20.0% (県：平成23年保育所、幼稚園及び学校における歯科健診結果調査)	2 市町以上 40.0%

【主な推進施策】

① 学校における歯科専門職等による歯科健康教育の徹底

児童・生徒の自己管理能力を身につけるためには、学校歯科医とともに歯科衛生士による専門的な個別歯科保健指導等を行うことができるように支援します。また、養護教諭及び担任等が中心となってむし歯や歯肉炎等の予防対策や食育の推進など家庭への周知について支援をします。

② むし歯・歯肉炎・不正咬合等のある児への早期対応

児童・生徒の歯の健康づくりは、二極化している実態があり、むし歯や歯肉炎・不正咬合等のある児に対しては、早い段階から正しい知識の普及やフッ化物の応用等による積極的な支援を行います。さらに、地域、医療機関との連携を図り予防対策の強化を図るよう働きかけます。

平成22年度健康福祉事務所調査では、学校間格差及び健康格差の実態が明らかとなったことから、格差の縮小に向けて、市町教育委員会の取組の強化及び学校においては、学校保健委員会を有効に活用するよう働きかけます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
住民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭における歯及び口腔の健康づくりの意識の向上 ・ 学校における歯科保健指導の活用と生活習慣の確立 ・ 歯及び口腔の健康のための適切な生活習慣の実践
関係団体等	<p>〈歯科医師会、歯科衛生士会、地域活動歯科衛生士会〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ むし歯及び歯肉炎の予防に関する健康教育・個別歯科保健指導等の実施 ・ 学校と学校歯科医等の連携 ・ 学校歯科保健事業の充実 ・ 学校保健委員会への出席及び情報の提供 ・ 食育の推進 <p>〈栄養士会〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正しい食習慣の定着及び食育の推進
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校歯科医との連携 ・ むし歯、歯肉炎、不正咬合等への早期予防対策及び強化 ・ 学校保健委員会の開催 ・ 食育の推進
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健・福祉（保育所等）・教育委員会等との連携 <p>〈教育委員会等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校格差・健康格差の縮小に向けた取組の強化 ・ 学校における定期的な歯科健診及び歯科保健指導の徹底
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ むし歯・歯肉炎・不正咬合等に関する普及啓発への支援 ・ 調査結果の分析・情報提供 ・ 地域活動歯科衛生士の育成

（４） 成人期

ア 現状

全市町において、歯周疾患検診や健康教育を実施しており、平成 23 年度に行った事業所歯科健診モデル事業をきっかけに市町及び歯科医師会が実施主体で事業の拡大を図っています。

かかりつけ歯科医を決めている人の割合は、平成 23 年度調査では、66.8%（全県 70.0%）で、阪神南に次いで低い状況です。

過去 1 年間に歯科健診を受診した人の割合は、40 歳で 16.1%（H18）が 21.2%（H22）、50 歳で 19.6%（H18）が 20.9%（H22）、60 歳で 19.0%（H18）が 20.9%（H22）と増えています。平成 23 年度調査でも、20 歳以上の割合が、30.9%（全県 46.9%）となっており、目標値の 30%以上に達していますが、圏域別では最も低い値となっています。

定期的な歯石除去や歯面清掃をする人の割合は14.0%(全県24.6%)と、目標値の30%以上に達しておらず、圏域別では県下で最も低い状況です。

進行した歯周病を有する人の割合は、40歳で37.3%(H18)が39.8%(H22)、50歳で43.7%(H18)が48.2%(H22)、60歳で55.2%(H18)が60.4%(H22)と僅かに増加しており、それぞれの目標値である40歳で22%以下、50歳で33%以下に達していない状況です。

20歳以上で、歯間清掃用具を使用する人の割合は、平成23年度調査で35.8%(全県45.1%)と圏域目標値の50%以上に達していない状況です。

また、歯周病と関連のある喫煙が及ぼす健康影響についての十分な知識を知っている人の割合は、32.8%(全県43.0%)でした。

図5 かかりつけ歯科医を決めている人の割合(H23)

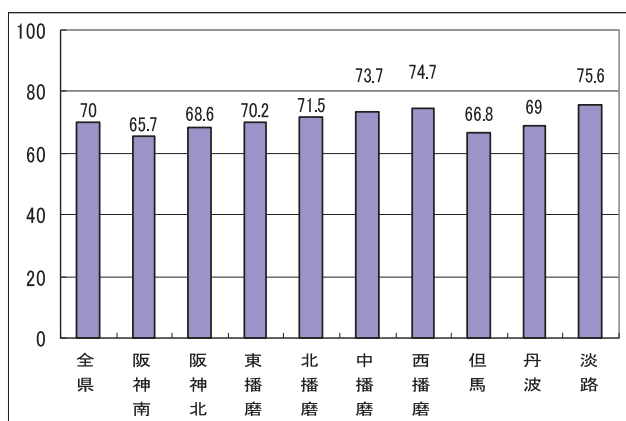
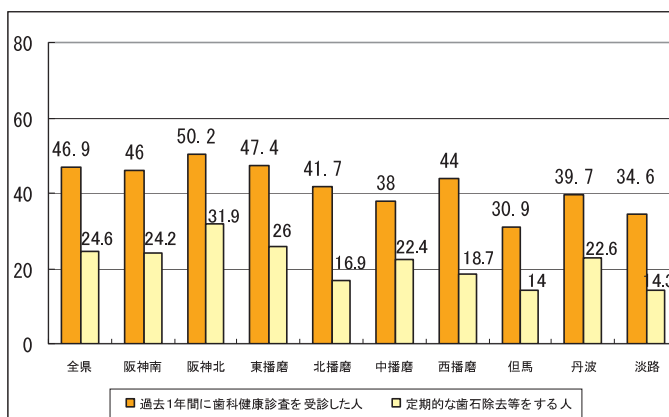


図6 歯科健康診査・歯石除去等を受けている人の割合(H23)



兵庫県「平成23年度兵庫県健康づくり実態調査」

はちまるにいまる

【 8020運動の目標値 】

40歳～44歳:28歯以上、45歳～54歳:25歯以上、55歳～64歳:24歯以上、65歳～74歳:22歯以上、75歳以上:20歯以上

イ 課題

- (ア) 歯周病と全身疾患に関する普及啓発及び予防対策の徹底
- (イ) 歯及び口腔の健康に関心のない住民への歯科健診や口腔のケアの必要性の普及及び口腔のケアの実践支援

ウ 推進方策

歯周病は、動脈硬化などの動脈硬化性疾患、感染性心内膜炎、低体重児出産等の誘因となり、また、歯周疾患を予防すると糖尿病の改善や悪化を予防できることから、歯科医師と医師との連携により、生活習慣病を予防することを普及します。

また、市町の歯周疾患検診や事業所による歯科健診・歯科保健指導により、歯周病予防対策を推進します。

さらに、年1回以上歯科健康診査を受けることや定期的な歯石除去や歯面清掃の必要性について、関係機関や団体等あらゆる機会を通じて繰り返し普及します。

【目標】

項目	現状値	目標値 (平成29年度)
過去1年間に歯科健康診査を受診した人の割合の増加(20歳以上)	30.9% (県：平成23年度兵庫県健康づくり実態調査)	37.1%以上
はちまるにいまる 8020運動目標達成者割合の増加 40歳 28歯以上 50歳 25歯以上 60歳 24歯以上	40歳 (64.0%) 50歳 (61.8%) 60歳 (56.9%) (県：平成23年度兵庫県健康づくり実態調査)	40歳 76.8%以上 50歳 74.2%以上 60歳 68.3%以上
歯間清掃用具を使用する人の割合の増加(20歳以上)	35.8% (県：平成23年度兵庫県健康づくり実態調査)	43.0%以上
定期的な歯石除去や歯面清掃する人の割合の増加(20歳以上)	14.0% (県：平成23年度兵庫県健康づくり実態調査)	16.8%以上

注) () 内は、参考値とする。

【主な推進施策】

① 歯周病と全身疾患に関する普及啓発及び予防対策の徹底

歯周病は、糖尿病などの全身疾患と深く関係をしていることから早期発見・治療が必要です。学校卒業後から成人期にかけて、市町や事業所等において、歯周病と全身疾患に関することやかかりつけ歯科医を持つこと、年1回以上の定期受診の必要性、喫煙と歯周病との関連などの指標を基準にした取組を行います。

② 市町及び事業所等による取組の推進及び専門相談の充実

市町では、歯周疾患検診や健康教育を行っていますが、働き盛りの時期は、受診しにくい状況や、関心の少ない住民も多いことから市町及び事業所等の関係機関がそれぞれ担うべき歯科保健対策を充実強化するために支援します。

また、イベント等などの機会に歯科専門職による専門相談等を実施するなど、関係機関との連携体制を強化します。

さらに、歯科医師会・歯科衛生士会等とともに、地域の人材の育成・資質の向上に努めます。

③ 歯間清掃用具の正しい使用法の普及啓発

成人の歯周病予防として、歯間清掃用具の使用は最も効果的な方法です。歯科健康教育・歯科保健指導を通じて、正しい歯みがき習慣や生活習慣の確立に加えて普及啓発をします。

また、かかりつけ歯科医による定期的な歯石除去や歯面清掃をするなどの専門的な口腔清掃を定期的^{くう}に受けることの必要性などの知識を普及します。

④ 歯科と医科の連携の強化

歯周病は、動脈硬化などの動脈硬化性疾患、感染性心内膜炎、低体重児出産等の誘因となり、歯周疾患を予防すると糖尿病が改善し悪化を予防ができることが明らかになっています。

また、口腔^{くう}のケアを行うことで、誤嚥性肺炎^{ごえん}を予防することなど歯科医師と医師相互の情報共有や、歯科医科相互の専門知識の収集・理解と活用、連携を進めていくための体制づくりを図ります。

⑤ 8020運動推進員による普及啓発

但馬地域では、歯科健診の受診勧奨等の普及^{はちまるにいまる}を行う8020運動推進員を、平成23年度に226名（健康づくり推進員）育成しており、地域における歯及び口腔^{くう}の健康づくりを目的とした活動の展開を図ります。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
住民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町歯周疾患検診・歯科保健相談等への積極的な参加 ・ 事業所歯科健診への積極的な参加 ・ 地域における歯及び口腔^{くう}の健康づくりの情報収集 ・ 歯科健診の積極的な受診・歯間清掃用具の正しい使用法の習得、実践 ・ 歯科健康教育・歯科保健指導の活用
関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> 〈歯科医師会、歯科衛生士会〉 ・ 市町歯周疾患検診・歯科保健相談等への協力 ・ 事業所歯科健診の拡充への協力 ・ 8020運動推進員^{はちまるにいまる}の育成・養成 ・ 歯間清掃用具の正しい使用法の普及啓発 ・ 歯科健康教育・歯科保健指導の実施 ・ 人材の育成・資質の向上 〈医師会、看護協会等〉 ・ 喫煙と歯周病との関係、歯周病と全身疾患との関係等について正しい知識の普及 ・ 定期歯科受診の勧奨 〈栄養士会〉 ・ 正しい食習慣の定着及び食育の推進

	<p>〈愛育班、いずみ会、<small>はちまるにいまる</small> 8020 運動推進員等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歯や口腔<small>くわう</small>の健康の保持のため、定期的な歯科健診の受診の呼びかけ <p>〈健康財団〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <small>はちまるにいまる</small> 8020 運動推進員の育成及び地域での普及啓発活動
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所歯科健診・相談等を実施する環境づくり ・ 衛生管理研修会等に歯及び口腔<small>くわう</small>の健康づくりを導入 ・ 歯科健診の勧奨等の普及啓発活動・歯間清掃用具の正しい使用法の普及啓発 ・ 昼食後の歯みがきができる環境づくり
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯周疾患検診・専門歯科保健相談等の拡充 ・ 事業所歯科健診の取組の支援 ・ <small>はちまるにいまる</small> 8020 運動推進員と連携した地域における歯の健康づくり等の啓発活動 ・ 歯間清掃用具の正しい使用法の普及啓発 ・ 歯科健康教育・歯科保健指導の実施
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町歯周疾患検診・健康教育等の支援及びデータの集積 ・ 事業所歯科健診の取組の支援 ・ 地域活動歯科衛生士等の育成 ・ <small>はちまるにいまる</small> 8020 運動推進員の育成・養成

(5) 高齢期

ア 現状

市町では、口腔機能向上及び口腔くわうのケアの普及啓発などの介護予防事業等に積極的に取り組んでいます。はちまるにいまる 8020 目標達成者の割合は、平成23年度兵庫県の調査では、70歳で40.0%、80歳で27.8%で、80歳の圏域目標値20%以上に達していました。

また、介護予防事業において、歯科専門職による口腔機能向上プログラムを実施している市町は3市町（60.0%）でした。

平成20年度に元気に食べる口腔ケアネットワーク構築モデル事業を行った結果、病院・施設・在宅との連携強化により、施設から肺炎による入院患者が激減したことから、口腔くわうのケアを普及することにより肺炎予防や感染予防等を立証することができました。

一方、主要死因別死亡率の推移は、長年にわたり、上位3位は、悪性新生物、心疾患、脳血管疾患でしたが、平成22年度に肺炎が10.5%で脳血管疾患よりも高くなり第3位になっています。また、但馬全市町とも肺炎が3位となっています。

全県の死因別SMR（標準化死亡比H18～22年）の肺炎による推移を比較すると、但馬圏域は、低い値となっています。

図7 但馬圏域の死因別死亡率の年次推移

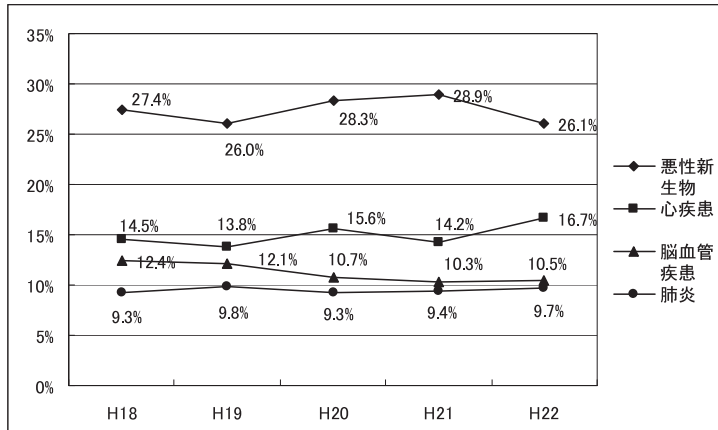
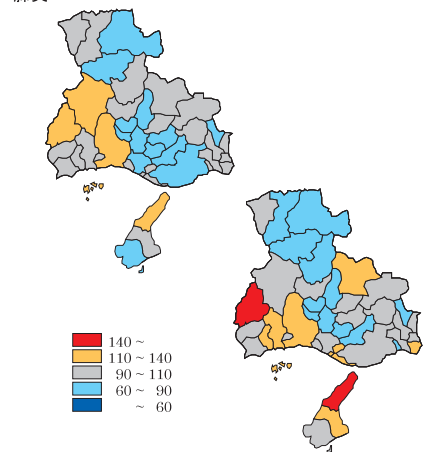


図8 SMR (H18~H22) 疾病推移 (肺炎)



イ 課題

- (ア) 口腔機能の向上及び口腔のケアの必要性の普及啓発及び実践支援
- (イ) 誤嚥性肺炎や窒息予防に関する情報の提供及び8020運動の推進の強化

ウ 推進方策

高齢者の歯及び口腔の健康づくりは、食事や会話を楽しむことやいつまでも若い表情を保つことなど、日常の生活の質を向上させる重要な役割を果たしています。

また、誤嚥性肺炎予防、合併症予防、感染予防としての口腔のケアは最も効果的な方法として周知されてきています。

そこで、歯科と医科の連携を強化するとともに介護予防事業における口腔機能向上プログラムを歯科専門職により実施することや、歯周病対策及び誤嚥性肺炎等の感染予防対策の推進を図ります。

【目標】

項目	現状値	目標値 (平成29年度)
はちまるにいまる 8020運動目標達成者割合の増加 70歳 22歯以上 80歳 20歯以上	70歳 (40.0%) 80歳 (27.8%) (県：平成23年度兵庫県健康づくり実態調査)	70歳 48.0%以上 80歳 33.4%以上
介護予防事業において、歯科専門職による口腔機能向上プログラムを実施している市町数の増加	3市町 60.0% (県：平成24年度市町歯科保健対策実施状況調査)	5市町 100%

注) ()内は、参考値とする。

【主な推進施策】

- ① **歯周病と全身疾患及び誤嚥性肺炎等に関する普及啓発・予防の徹底**
 高齢者の一人あたり現在歯数が年々増えており、歯周病予防対策は、全身疾患の重症化予防対策として、成人期に引き続き、関係機関・団体を通じて正しい知識を普及します。
 また、口腔機能の低下及び摂食咀嚼嚥下障害や不十分な口腔のケアにより誤嚥性肺炎を併発することから、高齢者の健康の維持向上のために、口腔機能向上や口腔のケアの必要性について、あらゆる機会を通じて普及啓発及び実践を支援します。
- ② **介護予防事業による口腔機能向上プログラムの充実等**
 要介護者等が重症化しないために、市町が実施する介護予防事業の口腔機能向上プログラムの充実強化に向けた支援をします。
 また、介護支援専門員等の介護関係者に対しても、関連情報を繰り返し提供する必要があります。口腔機能訓練や口腔のケアなど様々な訓練を行うことで、摂食咀嚼嚥下機能等の維持向上を図り、高齢者の生活の質が低下しないための支援をします。
- ③ **歯間清掃用具の正しい使用法の普及啓発（再掲）**
- ④ **歯科と医科の連携の強化（再掲）**
- ⑤ **8020運動推進員による普及啓発（再掲）**

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
住民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯間清掃用具の正しい使用法の習得、実践 ・ 歯科健康教育・歯科保健指導の活用 ・ 歯科医師や医師からの診断・指導の実践 ・ 市町が実施する介護予防事業への参加
関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> 〈歯科医師会、歯科衛生士会〉 ・ 歯科健康教育・歯科保健指導の実施 ・ 介護予防事業における口腔機能向上プログラムの協力 〈医師会、看護協会〉 ・ 定期歯科受診の勧奨 〈栄養士会〉 ・ 介護予防事業における連携 〈愛育班、いずみ会、8020運動推進員等〉 ・ 口腔機能訓練や口腔のケアの必要性についての普及啓発 ・ 歯や口腔の健康の保持のため、定期的な歯科健診の受診の呼びかけ 〈老人クラブ〉 ・ 歯及び口腔の健康づくり及び口腔機能向上の学習・実践

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防事業における口腔機能向上プログラム等の実施への協力及び参加
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯間清掃用具の正しい使用法の普及啓発への協力 ・ 歯科健康教育・歯科保健指導の活用 ・ 歯周病と全身疾患等について普及啓発 ・ 介護事業者と市町との連携 ・ かかりつけ歯科医や協力歯科医との連携
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 元気に食べる口腔ケアネットワーク連絡票の活用 ・ 介護予防事業における口腔機能向上プログラムの実施 ・ 歯間清掃用具の正しい使用法の普及啓発 ・ 歯科健康教育・歯科保健指導の実施 ・ 地域における高齢者訪問サービス事業利用者に口腔のケアの重要性を普及啓発 ・ 歯科医科連携の促進への協力
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 元気に食べる口腔ケアネットワーク連絡票活用の普及 ・ 歯科健康教育・歯科保健指導への支援 ・ 地域医療連携パス（脳卒中・糖尿病）の推進

（６） 特に配慮を要する方

ア 現状

難病患者や要介護高齢者、障害者（児）等への歯科保健医療福祉対策は、健康福祉事務所が、専門的歯科保健対策事業（歯科保健相談・訪問歯科保健指導）を実施し、3市町では、寝たきり者等への訪問歯科保健事業を行っています。また、福祉施設の一部では、施設が主体となって歯科健診や健康教育を実施したり、地域療育等支援事業（出石精和園事業）等を利用していますが、不十分な状況です。

但馬地域には、障害者（児）等の専門的治療等を行う拠点である歯科口腔保健センターがないことから、平成18年度に関係施設や個人を対象に実態調査を行い、平成22年度に整備状況を評価しました。その結果、歯科医療については、病診連携による治療体制は進みつつありますが、歯科保健福祉が十分でないことが明らかとなりました。

平成24年度は、市町の保健・福祉・介護の担当者によるワーキング会議を開催し、歯科口腔外科のある公立豊岡病院を中心とする体制の整備に向けて関係団体及び関係者等と協議をしています。

また、平成24年度県が行った調査では、障害者（児）入所施設での定期的な歯科健診実施率は50%（全県65.8%）で、丹波圏域に次いで低く、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科健診実施率は40%（全県28.9%）で、東播磨圏域に次いで高い実施率でした。

図9 作業所等の体制の整備状況の比較 (H18・H22)

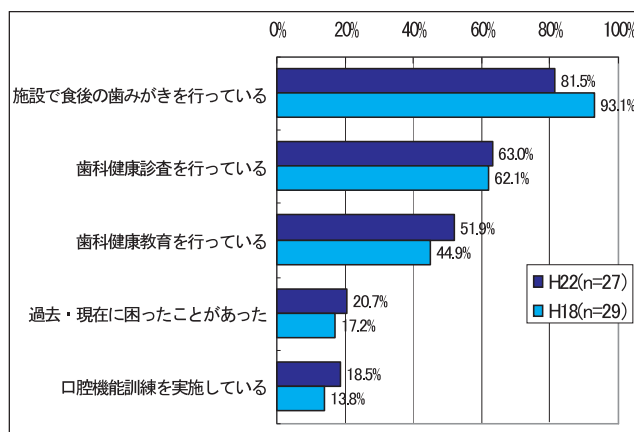
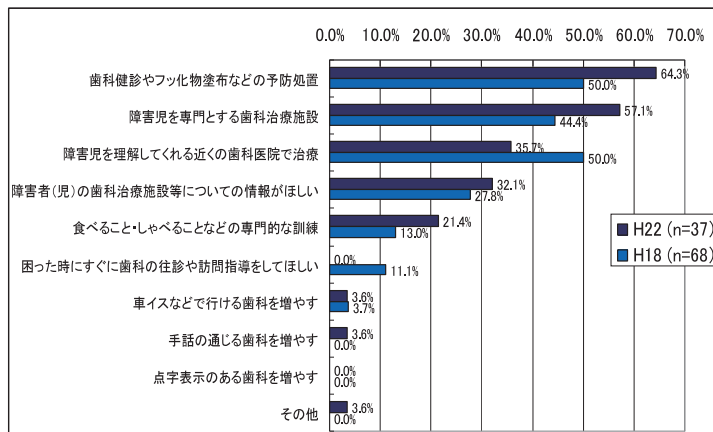


図10 通園施設等の親の要望の比較 (H18・H22)



資料：豊岡・朝来健康福祉事務所「誰もが口腔機能を高めることのできる体制づくり報告書」

イ 課題

- (ア) 障害者（児）等の専門的な治療や予防処置等を行う歯科口腔保健センター等の拠点の整備
- (イ) 難病患者、要介護高齢者、障害者（児）等の口腔機能向上及び口腔のケアによる合併症等の予防対策の徹底
- (ウ) 歯科医師と医師との連携強化による歯周病と糖尿病などの全身疾患への早期対応

ウ 推進方策

障害者（児）、難病患者、要介護高齢者等への歯科治療や予防処置を行う歯科口腔保健センター等の拠点の整備をし、口腔機能向上及び口腔のケアによる合併症等の予防対策を推進します。

また、歯科医科連携により、歯周病と糖尿病患者等などの全身疾患との関係について正しい知識を普及します。

さらに、施設においては、協力歯科医や地域の歯科医師等の協力を得て、定期的に歯科健診を受ける機会を整備し、早い時期から口腔機能や摂食嚥下障害等への対応を図ります。

【目標】

目 標	現状値	目標値 (平成29年度)
障害者(児) 入所施設での定期的な歯科健診実施率の増加	50.0% (県：平成24年度健康増進課調べ)	60%以上
介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科健診実施率の増加	40.0% (県：平成24年度健康増進課調べ)	48%以上
障害者(児)等の歯科保健医療福祉対策の拠点である歯科口腔保健センター等の設置	0箇所	1箇所以上

【主な推進施策】

① 患者、家族、介護者等への歯及び口腔の健康づくりに関する正しい知識と予防方法の普及啓発

障害者（児）、難病患者、要介護高齢者等は、服薬の副作用等により口腔乾燥や粘膜疾患を伴うことから歯及び口腔の疾患を伴うことがあります。また、病状の進行により摂食・咀嚼・嚥下障害を伴うこともあり、口腔機能の低下を遅らせるための口腔のケアや訓練等の情報を提供することが必要です。歯科保健医療福祉サービスを提供するためには、障害者（児）や難病患者、要介護者の特性を理解するとともに特性に応じた配慮が必要になります。そこで、障害者（児）等の歯科保健医療福祉対策を推進するために、歯科口腔保健センター等の拠点づくりに向けて公立豊岡病院を中心として関係機関で調整を行います。

さらに、重症化に繋がる誤嚥性肺炎等の合併症を予防するためにも、患者や家族、介護従事者に対して、口腔のケアや口腔機能向上に関する予防方法及び歯周病の正しい知識やかかりつけ歯科医を持つことの重要性等について普及啓発を行います。

② 歯周病と全身疾患及び誤嚥性肺炎等に関する普及啓発・予防の徹底（再掲）

③ 歯間清掃用具の正しい使用法の普及啓発（再掲）

④ 歯科と医科の連携の強化（再掲）

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
住民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科口腔保健センター等の拠点の設置に伴う活用 ・ むし歯や歯周病予防に関する正しい知識の習得・実践 ・ 誤嚥性肺炎予防のための知識の習得・口腔のケアの実践 ・ 健康福祉事務所及び市町歯科保健関連事業、医療機関等における専門相談の活用
関係団体等	<p>〈歯科医師会、歯科衛生士会〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科口腔保健センター等の拠点づくりへの調整 ・ 患者、家族、介護従事者等への歯周病への正しい知識と歯周病予防・進行防止方法の普及啓発 ・ 市町歯科保健事業への積極的な協力 ・ かかりつけ歯科医、施設の協力歯科医として、定期歯科健診・歯科治療を行い、患者、家庭、施設での歯の健康づくりに必要な知識・情報を提供 ・ 施設での口腔のケア、口腔リハビリの訓練等

	<p>〈医師会、看護協会、訪問看護ステーション〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 患者・家族・介護者等への受診勧奨及び口腔^{くわう}のケアの普及 <p>〈栄養士会〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正しい食習慣の定着及び食育の推進 <p>〈難病患者団体、障害者関係団体〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 患者、家族への口腔^{くわう}のケアの重要性に関する講演会の実施
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者に対する定期歯科健診の実施及び早期受診 ・ 協力歯科医、歯科衛生士と連携した歯科保健事業の実施 ・ 従事者、家族への正しい知識の周知 ・ 介護保険制度の口腔機能維持管理体制加算等を積極的に活用 ・ 県・市町・関係団体等が実施する専門的歯科保健対策事業等の積極的な活用 ・ 研修会の実施
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科口腔保健センター等の拠点づくりの調整 ・ 障害者（児）歯科保健医療福祉対策への窓口の設置 ・ 元気に食べる口腔ケアネットワーク連絡票の活用 ・ 施設と連携した歯科保健医療福祉対策の実施 ・ 在宅の要介護者及び介護者への専門的歯科保健対策事業（歯科保健相談・訪問歯科保健指導）等の実施 <p>〈地域包括支援センター〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 患者・家族・介護者等への受診勧奨及び口腔^{くわう}のケアの普及
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科口腔保健センター等の拠点づくりの調整 ・ 専門的歯科保健対策事業（相談・訪問）の実施 ・ 障害者（児）等への保健医療福祉対策のネットワークの構築及び推進 ・ 元気に食べる口腔ケアネットワーク連絡票の活用の普及